

報告第 28 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 10 月 19 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

足立区立伊興小学校内で発生した事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月27日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区立伊興小学校内で発生した事故の和解について

足立区は、足立区立伊興小学校内において発生した事故について、下記により和解する。

記

- 1 被害児童及び保護者
足立区伊興在住者
- 2 加害児童及び保護者
足立区伊興在住者
- 3 和解の要旨
別添、示談書のとおり

以上

書 談 示

A（以下「甲」という。）及び B（以下「乙」という。）並びに足立区（以下「丙」という。）は、本件事故に関し下記のとおり示談することとし、今後いかなる事情が発生しても、三者とも異議を申し立てないことを確約する。

記

1 事故発生日時

平成22年2月8日 午後2時55分頃

2 事故の場所

東京都足立区伊興四丁目16番1号

足立区立伊興小学校 3年4組 教室前の廊下

3 事故の原因状況結果

下校時教室前の廊下で、乙が甲のランドセルから出ていた上着の袖を引っ張ったため甲が転倒し、前歯1本を欠損した。

4 示談の内容

- (1) 乙は甲に対して、本件事故に関する損害賠償として金 84,878 円を支払う。
- (2) 丙は甲に対して、本件事故に関する損害賠償として金 84,879 円を支払う。
- (3) 本件示談の他、甲乙丙間には一切の債権・債務関係がないことを確認する。

以上の合意の証として本書三通を作成し、甲乙丙各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

(住所)東京都足立区

第一当事者（甲）（氏名）

法定代理人親権者 印

法定代理人親権者 印

(住所) 東京都足立区

第二当事者(乙) (氏名) _____

法定代理人親権者 印

法定代理人親権者 印

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

第三当事者(丙)

足立区長 近 藤 弥 生 印